

◎ 減免を受けることができる方の範囲一覧(軽自動車)

障 害 の 区 分		身体障害者等本人が運転する場合		家族や常時介護者が運転する場合	
		身体障害者手帳	戦傷病者手帳	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
視 覚 障 害		1級から4級までの各級	特別項症から第4項症までの各項目	1級から4級までの各級	特別項症から第4項症までの各項目
聴 覚 障 害		2級及び3級		2級及び3級	
平 衡 機 能 障 害		3級		3級	
音 声 機 能 障 害 (喉頭摘出者に限る。)		3級	特別項症から第2項症までの各項目		
上 肢 不 自 由		1級及び2級	特別項症から第3項症までの各項目	1級及び2級	特別項症から第3項症までの各項目
下 肢 不 自 由		1級から6級までの各級	特別項症から第6項症までの各項目及び第1款症から第3款症までの各款症	1級から3級までの各級	
体 幹 不 自 由		1級から3級までの各級及び5級			
乳幼児期以前の 非進行性脳病変 による運動機能 障害	上 肢 機 能	1級及び2級(1上肢のみの運動機能障害を除く)		1級及び2級(1上肢のみの運動機能障害を除く)	
	移 動 機 能	1級から6級までの各級		1級及び3級(1下肢のみの運動機能障害を除く)	
心 臓 機 能 障 害		1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項目	1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項目
じん臓機能障害					
呼吸器機能障害					
小腸の機能障害					
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級、3級及び4級			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級までの各級		1級から3級までの各級	
知的障害者		児童相談所又は福祉相談センターで重度の知的障害と判定されて、療育手帳の「障害程度(総合判定)」欄にAと記載されている方			
精神障害者		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により精神障害と判定されて、精神障害者保健福祉手帳に1級と記載されている方			

※ 身体に複数の障害を有する方の場合は、それぞれの障害の等級を、身体障害者手帳に記載されている「身体障害者等級表による級別」の等級とし、その等級が上記の減免の対象範囲内であれば減免の対象となります。